

鈴鹿市一般廃棄物処理基本計画案の概要

1 一般廃棄物処理基本計画について

(1) 策定目的

本計画は、一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本の方針を明確にして、一般廃棄物の発生量を見込み、これらの廃棄物処理に関する制度や施設の整備について現実的かつ具体的な施策を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。

(2) 策定に係る法的根拠

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づく計画であり、同条の第2項で定める事項について、一般廃棄物処理基本計画策定指針に沿って策定する。

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(3) 計画の期間

2019年度から2031年度までの13年間として、次期総合計画の終了年度に合わせた。また、計画期間中の2023年度と2027年度に見直しを行う。



(6) 総合計画との関係

本計画は、鈴鹿市総合計画に示す環境部門の柱である「自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか」の具現化を図るための、「廃棄物の適正処理」や「環境保全」に関する取組の方向性を示す個別計画として策定する。

2 ごみ処理基本計画

(1) 基本理念、基本方針

ごみ処理基本計画では、総合計画の環境分野のまちづくりの柱と、これの実現を目指す目標である「めざすべき都市の状態」を基本理念とし、その基本理念に沿った取組の方向性を基本方針として設定する。また、計画内に基本理念と3つの基本方針を掲げて各基本施策を設定する。

基本理念	<p style="text-align: center;">自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか (鈴鹿市総合計画 2023 の将来都市像を支えるまちづくりの柱)</p>
	<p>1 資源を有効に活用していること</p> <p>2 地域の豊かな自然環境を維持し、保全していること</p>
基本方針	<p>1 ごみの減量と資源化の推進</p> <p>市民の生活様式の変化に対応した、ごみ減量の施策を進めていきます。 また、更なる資源の循環利用に向け、市民・事業者及び行政がそれぞれ取り組むことができる施策や、協働して進めていく施策を検討していきます。</p>
	<p>2 環境保全のためのごみの適正処理</p> <p>衛生的でわかりやすい一般廃棄物の収集体制の維持に努めます。 収集から中間処理、最終処分までのごみは、効率性や環境保全にも十分に考慮して適正処理を行うとともに、施設の整備を推進していきます。 また、災害時での適正な処理に向けた体制づくりを検討していきます。</p>
	<p>3 地域と行政との協働体制の確立</p> <p>地域や関係機関と協働して、安心して暮らせるきれいなまちづくりに向けて、取り組みを推進していきます。 また、ごみ減量や資源化に対する市民の意識を高めるため、環境教育や啓発の充実に努めていきます。</p>

※参 考：ごみ処理基本計画に関連する総合計画の単位施策番号

1 3 1 1：廃棄物の減量化推進と効率的な処理

1 4 1 1：自然環境保全活動などの推進

(2) 基本施策について

「ごみの減量と資源化の推進」等，3つの基本方針ごとに基本施策を設定し，施策を行う。

基本方針	基本施策	施策内容
ごみの減量と資源化の推進	ごみの減量の推進	・家庭系ごみの減量化の推進 (食品ロス削減推進，生ごみ処理機購入助成制度の継続)
		・事業系ごみの減量化の推進 (排出事業者による処理責任の徹底，事業系廃棄物分別表作成)
		・啓発，情報発信活動の充実
		・ごみ処理手数料の適正化
	資源化の推進	・家庭系ごみの資源化の推進 (雑がみ類の分別の推進)
		・事業系ごみの資源化の推進 (事業系一般廃棄物の資源化の推進)
		・資源ごみ排出方法の多様化 (民間回収を含む回収の促進)
		・リユースの推進
環境保全のためのごみの適正処理	効率的で 適正な収集運搬	・効率的な収集体制の構築 (排出量に応じた収集運搬の検討)
		・生活形態の変化に応じた情報収集
	中間処理・ 最終処分計画	・安全で効率的な処理の実施
		・資源化の推進 (容器包装リサイクルの継続，資源物の資源化の推進)
	処理施設整備	・安定的な廃棄物処理のための施設整備計画
災害時ごみ処理対策	・ごみ処理体制，適正処理等の整備	
地域と行政との協働体制の確立	きれいなまちづくり	・不法投棄対策の推進
	市民や事業者との 連携した環境活動	・情報発信活動の協働推進
		・環境教育の協働推進
		・ごみ集積所管理運営の連携推進
国県との連携	・各種制度の改訂や連携への働きかけ ・近隣市町との情報共有	

(3) 成果指標について

「1人1日当たりのごみ排出量」と、ごみを資源としてリサイクルできた率を表した「資源化率」の2指標を設定する。

ア 「1人1日当たりのごみ排出量」：912g（2031年度）
939g（2017年度）

イ 「資源化率」：28%（2031年度）
21.6%（2017年度）

(4) 主な施策内容について

ア 家庭系廃棄物減量の取組み

ごみ減量の家庭系の施策は、「食品ロス削減」を行う。本年度6月に国が発表した第四次循環型社会形成推進基本計画の中で、2030年度までに食品ロスを半減するため、地方公共団体、事業者にも協力を求め、「食品ロス削減」に向けた国民運動を展開する方向性が示されていることから、本市においても、「食品ロス削減」について、先進自治体の情報を収集し段階的に施策を進める。

イ 事業系廃棄物減量の取組み

本市では、事業所から排出される一般廃棄物と併せて、廃プラスチック等を受入れて処理しているが、事業系廃棄物の減量を進めるため、廃プラスチック等の受入れについては、段階的に見直しを検討していく。

また、事業系段ボール等の紙類や草木の資源化を促進するため、事業系廃棄物の分別・資源化の啓発や受入事業者の掘り起こしを進めるなど、ごみの排出事業者や受入事業者と連携して、ごみ減量と資源化を推進する。

ウ 資源化向上の取組み

家庭系「もやせるごみ」に含まれるお菓子の箱や包装紙、はがき等の紙類は、「雑がみ」として資源ごみA（雑誌・雑がみ）に分別されるが、市民生活に浸透していないため、市民に雑がみの分別及び排出方法を周知し、啓発を行う。

また、民間店舗などで回収している資源ごみの情報を収集し、行政回収以外の資源ごみの把握に努めるとともに、民間回収の情報は、ごみ資源化への市民の意識を高め、行動につなげる上で重要であることから、行政と民間で連携した取組みを行い、積極的に情報の発信に努め、資源化の向上を図る。

(5) 処理施設の整備

ア 清掃センター

循環型社会形成推進交付金制度を利用して、2016（平成 28）年度から 2020 年度まで D B O 方式により基幹的設備改良工事を実施し、焼却処理施設の長寿命化を行い、2033 年度まで管理運営業務を D B O 事業者へ委託している。また、今後の整備については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図りながら検討を行う。

イ 不燃物リサイクルセンター

2007（平成 19）年度から P F I（B T O）方式により、不燃・粗大ごみ処理施設、容器包装プラスチック処理施設、最終処分場を整備し、2030 年度まで管理運営業務を P F I 事業者へ委託している。今後の整備については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図りながら検討を行う。

ウ 旧深谷処理場浸出水処理施設

1972（昭和 47）年 10 月から 1997（平成 9）年 3 月まで埋め立てを行っていた最終処分場については、法に基づく周縁地下水の水質検査等及び 1995（平成 7）年 4 月から稼動した水処理施設により浸出水の浄化を継続し、適正な管理を行います。今後の整備については、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図りながら検討を行う。

参考

D B O 方式（Design Build Operate）

公共が自ら資金調達し、設計（Design）・建設（Build）、維持管理及び運営（Operate）を公共が民間事業者へ請負・委託で一括発注する方式です。

P F I 方式（Private Finance Initiative）

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の設計、建設・改修・更新、維持管理、運営等を行う公共事業の手法です。

B T O 方式（Build Transfer Operate）

P F I 事業者が施設を建設（Build）し、その後、一旦施設の所有権を公共に移管し（Transfer）した上で、P F I 事業者が施設を管理、運営（Operate）します。

3 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念、基本方針及び基本施策

ごみ処理基本計画と同様に、総合計画 2023 の「めざすべき都市の状態」を基本理念とし、基本理念に沿った取組の方向性として5つの基本方針を掲げて、各基本施策を設定する。

基本理念	自然と共生し 快適な生活環境をつくるまち すずか (鈴鹿市総合計画 2023 の将来都市像を支えるまちづくりの柱)
	<p>1 資源を有効に活用していること</p> <p>2 都市基盤がバランス良く整い、快適に暮らしていること</p>
基本方針	1 公共下水道事業の推進
	<p>未普及地区の早期解消に向け、計画的な公共下水道の整備に取り組めます。</p> <p><基本施策> 市街化区域の人口密集地を中心に供用開始区域の隣接した地区を優先し、効率的な整備を進めていきます。</p>
	2 農業集落排水施設の維持管理
	<p>農業集落排水施設の効率的な維持管理に取り組めます。</p> <p><基本施策> 生活排水を適正に処理するよう計画的な維持管理に取り組めます。</p>
	3 合併処理浄化槽への転換促進
	<p>合併処理浄化槽の普及に努めます。</p> <p><基本施策> 合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域では、合併処理浄化槽の新設に加えて、単独処理浄化槽やし尿汲み取り式便所を設置している家庭に対して合併処理浄化槽への転換を補助制度により支援します。</p>
	4 し尿処理施設の整備
<p>し尿・浄化槽汚泥等を適正に処理し、衛生的で快適な生活環境の保全に努めます。</p> <p><基本施策> 老朽化が進んでいるクリーンセンターでは、長期的な視野に立った施設整備を進めていきます。</p>	
5 水質保全に係る普及・啓発の推進	
<p>市内河川の水質を改善するため、生活排水の対策について市民及び事業者への指導及び啓発に努めます。</p> <p><基本施策> 広報紙やホームページを活用して、市民や事業者への啓発を推進します。</p>	

※参 考：生活排水処理基本計画に関連する総合計画の単位施策番号

1 3 1 1：廃棄物の減量化推進と効率的な処理

1 7 1 6：生活排水処理施設の整備・維持管理

(2) 目標値について

- ア 生活排水処理率：95.8%（2031年度）
91.0%（2017年度）

(3) 施策内容について

ア 公共下水道事業の推進

市街化区域の人口密集地を中心として供用開始区域の隣接した地区を優先し、効率的な整備を進める。

イ 農業集落排水施設の維持管理

生活排水を適正に処理するよう計画的な維持管理に取り組む。

ウ 合併処理浄化槽への転換促進

合併処理浄化槽設置整備事業を推進する区域では、合併処理浄化槽の新設に加えて、単独処理浄化槽やし尿汲み取り式便所を設置している家庭に対して合併処理浄化槽への転換を補助制度により支援する。

エ し尿処理施設の整備

老朽化が進んでいるクリーンセンターでは、長期的な視野に立った施設整備を進めていく。

オ 水質保全に係る普及・啓発の推進

広報紙，ホームページを活用して，市民及び事業者への啓発を推進する。

(4) 処理施設の整備

し尿処理施設

クリーンセンターは、設備や装置の劣化が進むとともに、施設全体が老朽化し、し尿と浄化槽汚泥の搬入割合が建設当初と異なり、年々運転管理が難しくなっている。

施設整備には長期間を要することから、今後は、現在の施設を改修して延命化を図りながら、鈴鹿市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方と整合を図り施設整備を進めていく。